

2017年4月21日9時28分~17時4分

衆議院法務委員会

20分遅れて始まりましたが、今回も冒頭から大荒れでした。25日に参考人質疑を行なうことと法務省林刑事局長を毎回出席させることを賛成多数で決定。委員会開始前の理事会で話がまとまらなかったものをまたも、委員長が職権行使で裁決を行なったのです。野党議員の猛抗議に与党議員は「議会でテロがおきている」とか「多数決で決まったんだ。民主主義だぞ」とヤジを飛ばすなど重要法案を審議しているという真摯な姿はみられませんでした。

委員会は7時間という長時間でしたが、野党の追及で「一般人も対象になる」「内心を処罰することになる」ことが明らかになったと思いました。

与党側の質疑は国連組織犯罪防止条約を一刻も早く批准することの重要性並びに今回の法案は一般人が巻き込まれないように限定されていることを強調するものでしたが、答弁は根拠に欠けており納得できるものではありませんでした。

階猛委員（民進党）は質疑の冒頭、「金田法務大臣に答えていただく。政府参考人からの答弁は一切認めない。大臣が答えられないものについては後日必要であれば参考人召致を要請する」と抗議して始めました。「合意を処罰する法律がないからテロ等準備罪を作った」との政府答弁に「行為・言論の萎縮になる」と返しました。また「捜査は個別具体的事実関係に基づいてテロ等の嫌疑があるとした時だが、開始時期は一概にいけない。捜査機関が嫌疑があるとした時だ」に対しては「実行準備行為が行なわれた後でしか捜査できないはずだ」と反論しました。金田大臣が「細目的項目なので政府参考人に答えてもらう」として法務省林局長を出したとき、階委員が答弁を求めていると歩み寄った行為に対して、自民党土屋理事が「テロ行為だ」と発言し、室内は騒然としました。傍聴していた私たちもあきれ、また質の悪い政治を見せられてしまいました。

続いて**枝野幸男委員（民進党）**は、「参加している団体が犯罪を犯す団体（組織的犯罪集団）と認識していない人は構成員ではないので処罰されない」との答弁に対して「オウム審理教だって、一般信者はサリン事件を起こす組織と認識していなかったはずで、知らずに事件に利用されることもある。きちんと条文で明記すべきだ」。またアマチュア合唱団を例にして「著作権違反性を認識しつつ組織的結合している。著作権法違反は親告罪だから告訴がなければ起訴はできない」に対して、林局長は「親告罪は被害者が認識していなくても捜査は可能だ」と答えました。

午後からは民進党と共産党と維新の質疑でした。

山尾志桜里委員（民進党）19日委員会で安倍首相が『『そもそも』は『基本的に』と

いう意味で使った。途中から集団の目的が一変したら組織的犯罪集団になる」と発言したことを取り上げ、「一般市民がかかわるかどうか大事な点だから『そもそも』にこだわる。基本的にという意味ではない。始めから組織的犯罪集団である必要はないということになる」と問題にしました。金田大臣の「組織的犯罪集団であるかどうか、団体の目的の正当性を判断するのは捜査機関だ」との答弁に対しては「それでは内心を処罰することになる」と述べました。

井出庸生委員（民進党）は、「組織的犯罪集団となる適用対象で、これまで政府が挙げている事例の他に限定できずすべて例示してほしい。右翼や革労協はあたるか」と質疑。井野法務政務官は「すぐには思い当たらない」、盛山正仁法務副大臣は「例示なので2～3あればよい。法案は例示をだすより一般の人にわかりやすいからテロ等準備罪とつけた。」林局長は「特定のものにはこたえられない」と答弁しました。また国連越境組織犯罪防止条約を批准した時の効果について質疑。岸田外務大臣が「個別具体的には示すことは難しいが、犯罪防止の実行性が高まる」との答弁に「批准するより先のマレーシアの事例のように個別的具体的に対応することが重要ではないか。ロシアはスノーデン氏を米国に渡すことはない。テロ対策の見解が違うため、この条約で効果が上がるとは思えない」と述べました。

続く**逢坂誠二委員（民進党）**は一般人が捜査の対象になるかどうかを追及しました。「嫌疑が生じた段階で団体に属するかどうかは捜査しないとわからないのでは」との質疑に、金田大臣は「嫌疑がないと捜査しない」と答弁しましたが、盛山副大臣は「情報が捜査機関に入ってきたときに捜査の必要があるかどうか調べる。一般人が調査、捜査の対象にならないとは言えない。ボリュームとしては少ないと思う」と答えたことに、逢坂委員は「二人の答弁が食い違っている。一般人が対象にならないとは言えませんね」と指摘しました。

共産党の藤野保史委員は、国際組織犯罪防止条約の起草段階でテロリズムを対象にしていなかったことを挙げ、テロ対策とは関係ない条約であることを示しました。「日本政府も反対し、テロリズム対策には多くの条約があり、この条約に含めると悪影響を及ぼす可能性があるとして入れなかった。テロ対策のための条約とは言えない」と質疑。岸田外務大臣は「条約はテロを別にやれというものではない。文言はないが内容は含まれている」と答弁。また「国際組織犯罪防止条約上、対象犯罪を限定できないと言っていたものが、277に絞れた根拠」を問うと岸田外務大臣は「共謀罪法案の時は適用対象の団体を基準にしたが、一般市民の不安を払拭するために組織的犯罪集団として絞った」「条約も過去の共謀罪も解釈は変わっていない」との答弁に藤野委員は「解釈という基準が変わらないのに、277にした根拠が曖昧だ」と反論しました。

最後に逢坂委員から鈴木議長に対して「林局長を召致した根拠をただす」動議が出されました。議長は「国民の関心が高い本法案への質疑に対して詳細な答弁が必要だとして決

定した」と答弁。逢坂委員は「前回に続いて野党の反対を押し切り、今後毎回林局長を出席させることを職権で裁決を行なったことは、憲政史上初めてのことであり、やってはならないことだ」と強く抗議した後、散会しました。